

中国における破産手続及び会社更生手続の新たな発展

王衛国*

中華人民共和國企業破産法（以下「企業破産法」とする）が2006年に公布し、2007年に施行された。それ以来の10年間において、企業破産法の制度運営は様々な難局を乗り越えて、立法と実務との融合を促進し、また司法機関と倒産法実務家がともに協力する局面を作り上げた。さらに、倒産事件に付随する社会保障の問題について、各地方政府は頼もしい支援をしてくれた。このような立体的な制度運営のおかげで、国際的に広がった金融危機、並びに国内における経済構造改革の陣痛にもかかわらず、中国は実体経済と金融分野の両方のリスクに負けずに乗り越えられた。2014年9月以来、中国の倒産法は以下の新たな発展を遂げた。

一、司法機関による「手続開始の困難」の解決

手続開始の困難は中国の倒産法実務における大きな難題の一つである。それを解決するには、各裁判所は積極的な努力をしてきた。

* Professor, China University of Political Science and Law, China

1、司法解釈を制定し、民事執行手続から倒産手続への移行を認めた。

2015年1月30日に、最高人民法院は「中華人民共和国民事訴訟法に関する解釈（以下「民事訴訟法解釈」とする）を公布した。民事訴訟法解釈の第513条ないし第516条は、民事執行手続から倒産手続への移行に関する規定を置いた。これらの規定は民事執行手続から倒産手続への移行に関する手続を定めて、倒産事件の利用可能性を拡張させた。例えば、民事訴訟法解釈によると、民事執行手続の中では、執行債務者である企業法人が企業破産法の定める倒産原因を有すると認められる場合に、執行裁判所は、執行債権者の一人または執行債務者の同意を得て、当該民事執行手続を中止し、訴訟資料等を執行債務者の住所地の裁判所に移送すべきである。それに、執行債務者の住所地の裁判所は訴訟資料等の移送を受けてからの30日以内に、倒産事件の受理の可否を決定し、かつ決定の結果を執行裁判所に通知する。さらに、執行債務者の住所地の裁判所が倒産事件の受理を決定する場合に、執行裁判所は執行債務者の責任財産に関する保全処分を取り消さなければならない。最後に、執行債務者の所在地の裁判所が執行債務者に関する倒産手続の開始を決定する場合に、執行裁判所は当該執行債務者に関する執行手続を終結させなければならない。前記のように、企業破産法の定めた債務関係の当事者による倒産事件の申立てのほか、民事訴訟法解釈はさらに、民事執行手続の手続関係者の同意を前提とし、執行裁判所の移送による倒産事件の開始も認めるようになった。執行裁判所による移送は、窮地に陥る企業が倒産手続に入る入口を広げたのみならず、倒産手続の開始における司法機関のイニシアティブを高める効果もあった。広義的な債務整理の秩序を維持するために倒産法が積極的な役割を果たせば、窮地

に陥る企業に対する個別執行がもたらす執行手続の競合や不公平な弁済を回避でき、また窮地に陥る企業の再生に一縷の希望を与えるようになる。なお、民事訴訟法解釈は、倒産手続とその他民事訴訟法の競合に関しても、倒産手続優先の原則をはっきりと打ち出し、倒産手続開始後の倒産手続の運営に安定性をもたらした。

2、一部の裁判所において倒産事件の審理方式の改革を試みた。

2014年11月26日に、最高人民法院は「一部の裁判所において倒産事件の審理方式の改革を試みる通知」を發布した。当該通知により、全国の9つの省（直轄市・自治区）で計21の裁判所において倒産事件の審理方式の改革実験を実施する。改革実験対象に指名された裁判所は、各地域の実情に沿って、倒産事件の「手続開始の困難」を実践的に克服するように命じられた。例えば、重慶市高等裁判所は、全管轄地域内のすべての倒産手続または倒産関係訴訟の管轄権を重慶市第五中級人民法院（地方裁判所）に集中させたいと、重慶市第五人民法院に対して、重慶市第五人民法院の管轄区域における基層裁判所へ、個々の事件の実情に沿って事件をさらに移送する権限を付与した。管轄権の集中を効果的に実現するために、重慶市高等裁判所と重慶市第五人民法院はそれぞれ通達または規則を發布した。重慶市高等裁判所は、倒産事件管轄権の集中、民事執行手続から倒産手続への移送、並びに倒産事件の専門的な裁判組織の構築を中核的な方針として打ち出した。重慶市第五人民法院は、「企業倒産事件の管轄集中に関する規定（試行）」を發布し、倒産手続の迅速な開始、裁判組織の専門化及び社会秩序の安定を実現目標として掲げた。さらに、重慶市第五人民法院は、「競争的な方式によ

り企業倒産事件の管財人を選任する実施弁法（試行）」を公布し、倒産手続の健全な手続運営に努力を図った。

3、倒産関係の同業者組織の設立を推進し、清算型倒産手続の手続費用を確保した。

2014年11月20日に、広州市中級人民法院（地方裁判所）の推進のもとで、中国初の倒産管財人同業者組織「広州市倒産管財人協会」が設立された。広州市倒産管財人協会は、広州市中級人民法院の管財人名簿に記載した15の機関管財人と9人の自然人管財人からなっている。当該協会は、「破産清算公益基金」を作り上げた。現行の中国法は、倒産事件開始時に、公告、会計監察、資産評価または競売などの一連の手続の費用を納める主体について、明確な規定を置いていない。その故に、実務の中で、特に清算型手続が中心で、倒産事件開始時の手続費用の納付がないまま、手続の受理や遂行に大きな支障を与えていた。しかし、このような破産清算公益基金があると、倒産管財人が倒産債務者の管理権限の移管を受けてから、当該企業に資金が不足することが生じたと分かれば、倒産管財人は破産清算公益基金の支給規則に基づいて、手続費用の立て替えを申し出ることができる。破産清算公益基金のもとで、倒産事件の制度的な支障が取り外され、倒産手続を用いて、迅速かつ秩序ある企業整理ができるようになった。

二、会社更生手続の活躍

2014年ないし2015年の間に、中国では上場企業の会社更生手続が相次いで行われた。一般企業に較べて、上場企業の会社更生手続は

より多くの債権者及び個人投資家にかかわる事件なので、社会的な影響も大きいと思われる。実務の中で、いくつかの裁判所は、更生管財人との二人三脚の連携を通して、裁判所史上初の会社更生手続を成功に導いていた。また、柔軟的な手続運営により上場企業の会社更生手続を遂行した裁判所もあり、企業の起死回生に貢献している。

2015年に8月に、武漢市中級人民法院（地方裁判所）は重なる困難を乗り越えて、柔軟的な手続運営により、長航鳳凰株式会社の会社更生事件を無事に終結させて、企業の再建を実現した。2007年ないし2012年の間に、長航鳳凰株式会社は大量の資金を投入し、大規模な新規造船計画を実行した。しかし、ちょうどその頃、船舶運航業全体が長期的な不況に陥り、長航鳳凰株式会社も債務弁済能力を失ってしまって、いくつかの債権者に訴訟を提起された。2013年11月に、債権者の申立てにより、武漢市中級人民法院は長航鳳凰株式会社に関する倒産手続を受理した。長航鳳凰株式会社が上場企業なので、その倒産手続は多くの利益関係者を巻き込んでいる。その中で、会社更生手続の試みが失敗して破産手続に移行されないように、裁判所は倒産管財人とともに、更生計画案をめぐって議論を尽くして、最終的に破産手続の場合をはるかに上回る弁済率を確保した。その後、長航鳳凰株式会社は更生計画案が議決された、主たる事業の営業利益が黒字に転換した。2014年9月15日に、長航鳳凰株式会社の更生計画案はすべて遂行された。かつて58.6億人民元の負債を抱えて、深セン証券取引所から上場廃止処分を受ける寸前まで窮地に追い込まれた会社は、再び元気を取り戻した。ただし、長航鳳凰株式会社が株式市場への復帰を図ろうとするときに、親会社である長航集団を債務者とする訴訟事件が次々と訴訟手続または執行手続が開始された。当時、武漢市中級人民法院は長航鳳凰

株式会社の株式について保全処分を発令した。民事執行手続の中で、長航鳳凰株式会社の上場株式に対する強制執行が長航鳳凰株式会社の株式市場への復帰を妨げ、かつ株価の大きな下落を誘発する危険性を考慮して、武漢市中級人民法院は、長航鳳凰株式会社の親会社である長航集団に対して、長航鳳凰株式会社の上場株式を譲渡し、金融債権者の理解を求めるように勧告した。2015年8月6日に、裁判所の努力のもとで、長航集団はその保有する長航鳳凰株式会社の上場株式（発行済株式総数の17.89%に相当する）を天津市順航海運公司に譲渡して、計10億人民元の譲渡代金で金融債権を弁済し、かつ債務整理を行った。2015年8月18日に、長航鳳凰株式会社の株式（銘柄名「ST 鳳凰」）は深セン証券取引所に取引資格を回復された。

また、上海超日太陽能科技株式会社の会社更生事件も注目を浴びた倒産事件である。上海超日太陽能科技株式会社は、会社更生手続を適用する上海市初の民間資本の上場企業であり、社債の債務不履行により会社更生手続を適用する全国初の企業である。上海超日太陽能科技株式会社の手続運営において、スポンサーによる資金の新規投入や出資者の株式譲渡による資金調達が行われた。その中で、労働債権及び租税債権は、全額弁済を受けていた。担保権付優先債権について、担保物の評価額をまず定めて、評価額の部分につき全額が弁済され、評価額を上回る部分につき、普通の更生債権になった。また、普通債権について、20万人民元以内の部分は全額弁済を受けて、20万人民元を上回る部分は20%という弁済率で弁済された。2015年8月12日に、上海超日太陽能科技株式会社は銘柄名を変更した上で、取引資格を回復された。

上記の事案において、武漢及び上海の裁判所は、上場企業の倒産事件について、会社更生手続を最優先な選択肢として考慮しながら、上場資

格の審査が厳しい中国において高い市場価格が付く既存の上場資格（いわゆる「殻資源」）の実質的な換価を用いて、倒産管財人とともに各利益関係者の利益の最大限の調和を実現させ、かつ企業の起死回生を図った。このような実務運営の先例は、ほかの裁判所の倒産実務にも好ましい影響を与えたと思われる。

さらに、過去の一年間では、中国における中小企業の会社更生事件も評価すべき成果をやり遂げた。2014年12月に、温州市中級人民法院（地方裁判所）は9ヶ月間にもまたがる浙江省百速靴業有限公司に関する会社更生手続の審理を終えた。浙江省百速靴業有限公司は、年商5000万人民元の靴製造業企業である。浙江省百速靴業有限公司はブランドイメージが高く、また営業収益も十分出せる体質であった。そのため、裁判所による事業継続の許可のもとで、浙江省百速靴業有限公司は会社更生手続中に4289万人民元もの売上げを実現した。その後、裁判所と倒産管財人は連携して、債権者とともに何回もの議論を経て、完全な情報開示の環境で更生計画案を審議した。最終的に、更生債権額の72.75%に相当する債権者は賛成票を投じて、更生計画案は可決された。更生計画案に基づいて、更生債務者は計1800万人民元の債務を弁済した。なお、2014年に温州市中級人民法院が審理した倒産事件の中で、本件事件は一つの典型例にすぎない。温州市中級人民法院は、数多くの中小企業の倒産がよし寄せる状況の中で、手続の簡略化を試みて、審理期間を大幅に短縮し、裁判所と利益関係者の両方にとって有り難い負担軽減であろう。温州市中級人民法院による手続簡略化の試みは、ほかの裁判所にも大きな意義があると考えられる。

三、グループ企業の倒産

2015年2月27日に、温州市中級人民法院は、温州市庄吉グループの計6社の会社に関する会社更生手続をそれぞれ受理した。当該グループのオーナーである鄭元忠氏は1973年に創業し、電器製品製造、アパレル、不動産、鉱業、物流、発電及び造船など、事業分野を広げてきた。グループ全体の売上は30億人民元にも上った時期があったが、造船業の長期的な不況により、グループ全体のキャッシュフローが途絶えてしまった。なお、前記各手続は審理中である。

2014年11月12日に、山西省運城市中級人民法院（地方裁判所）は、山西省海鑫グループの計5社の会社更生手続をそれぞれ受理した。審理の中で、山西省海鑫グループ各社が人事、事業マネジメント、業務内容、資産、債権、債務または現金の管理など、会社運営の各側面について極めて混同的に行われたことが分かった。そのため、山西省運城市中級人民法院は5つの事件を併合するように決定を下した。2015年5月28日に、債権者会議はグループ5社の資産及び負債状況を明らかにした。計900の債権者は合わせて234億人民元の債権届出を出した。そのうち、143億人民元は管財人が認めて、23.9億人民元は認められず、66.7億人民元は確認待ちとなっていた。しかし、グループ5社の帳面資金は69億人民元に過ぎなかった。山西省海鑫グループは山西省第二位の鉄鋼会社で、「中国民营企业上位500社ランキング」にも名を連ねた名門企業であった。本件事件は「中国最大の会社更生事件」だとメディア各社に呼ばれている。いま現在、山西省海鑫グループが操業停止し、すでに1年半も経った。債権者側から、債務者

の会計粉飾や資産隠しの容疑が提起されている。いずれにしも、困難の多い事件になることは間違いがないであろう。

2007年に企業破産法が施行されて以来、グループ企業の会社更生事件はいくつか現れた。例えば、重慶市朝華科技グループ、浙江省華倫グループ、浙江省縦横グループ、湖南省太子乳グループ及び広東省中谷糖業グループの会社更生事件が考えられる。ほかには、グループ企業の破産事件もあった。例えば、重慶市大江グループ、福州市飛躍グループ、浙江省江南鋁業グループ、河南省賒店グループ、洛陽市鉄鋼グループの破産事件が挙げられる。しかし、現行法はグループ企業の倒産に関して、特別な規定を設けていない。海外でひろく運用された「実質的併合」、「Deep Rock 理論」または関連企業の相殺権行使の制限などが、中国法に法的な根拠を有しないことは現状である。そういう意味で、中国の倒産法立法は更なる法改正が必要であろう。

総じて見れば、中国の倒産法は過去の一年間の中で、ルールの健全化の場面でも、実務運営の場面でも一定の進歩を遂げている。また、その同時に、立法や実務の直面する問題も露呈していた。われわれは、国際的な交流や協力を通して、海外の先進的な経験を参照し、我が国の倒産法の改革と進歩を推進することを大いに期待している。

以上。